

令和4年6月

各位

明石市下水道室下水道総務課

## 下水道接続の無届工事について

平素より明石市下水道事業につきましてご協力をいただきありがとうございます。

下水道に接続する排水設備工事（新設、改造）を行う場合は、市へ工事の届出が条例により義務付けられています。

下水道への無届接続工事は違法です。

排水設備工事をされる場合は、必ず「明石市排水設備指定工事店」に依頼し、市へ工事の届出をお願いいたします。

無届で下水道への接続工事を行った場合、下水道を使用できる環境になった事実が確認できず、下水道使用料を徴収することができません。また、不具合があれば工事のやり直しが必要になることや、過去にさかのぼって下水道使用料を徴収するなど、使用者にご負担をかけることとなります。

施工業者においては「条例違反による罰金」「指定工事店の指定の取消」等罰則が適用されることとなります。

ご不明な点がございましたら下水道総務課 排水設備係までご相談ください。

改造工事とは…

- ・浄化槽から下水道接続に切り替える工事
- ・汲み取りトイレから水洗トイレに改造する工事
- ・リフォーム等に伴う排水管等の設備を「増設・移設・撤去」する工事

◎排水設備工事等の届出

1、排水設備工事を行う場合

工事の着手前…排水設備等計画確認申請書を提出

工事の完了後…排水設備等工事完了・公共下水道使用開始等届を提出

2、一時的に仮設トイレ等を設置し、公共下水道へ接続放流する場合

仮設トイレ等設置した時…公共下水道一時使用開始届を提出

仮設トイレ等を撤去した時…公共下水道一時使用廃止届を提出

※様式や記入方法については明石市ホームページでご確認下さい。

【問い合わせ先】 明石市下水道室  
下水道総務課 排水設備係  
TEL：(078)934-9624